

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の
実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

公平委員会の委員長及び委員の報酬について、委員会の開催状況、道内他市の状況等を考慮し、月額制から日額制に変更する。

第 2 改正の内容

公平委員会委員長 月額 37,000円 → 日額 10,000円

公平委員会委員 月額 32,000円 → 日額 8,800円

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 5 号

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

岩見沢市長 松 野 哲

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の
実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例
(平成 2 0 年条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 項中「月額 3 7, 0 0 0 円」を「日額 1 0, 0 0 0 円」に、
「月額 3 2, 0 0 0 円」を「日額 8, 8 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。